

事 務 所 便 り NO 8 5 号

「65歳までの雇用」義務化に向けた動き

◆非常に注目すべき内容

年明けの1月6日に、厚生労働省の労働政策審議会から、「今後の高齢者雇用対策について」と題する、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。

今後、わが国の高齢者雇用対策はどのように動いていくのか、非常に注目すべき内容が含まれています。

◆高齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年10月に発表した「平成23年高齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高齢者を65歳まで雇用するための高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか）を「実施済み」の企業の割合は95.7%（前年比0.9ポイント減）となっています。

また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%（同1.7ポイント増）、同じく70歳まで働ける企業の割合は17.6%（同0.5ポイント増）となっています。

◆「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成25年以降は、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高齢者雇用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。

そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された

専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

◆2013年度から施行となるか？

この文書に含まれる「希望者全員の65歳までの雇用確保措置」が実施されるとなると、企業にとっては非常に大きな負担となります。

早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。

「人材への投資」を「企業の収益」に

◆好業績企業の秘訣は？

長引く不況や円高など、企業を取り巻く環境が非常に厳しい中、好業績を維持している企業の秘訣は「人材の育成」や「人材の上手な活用」にあるようです。

新聞報道によれば、2012年3月期まで5期連続（5期以上も含む）で経常増益を予想する3月期決算の上場企業を調査したところ、小売業やネット関連事業など、内需型企業を中心に32社が並んだそうです。

事業が国内中心であるため海外景気の影響を受けにくいメリットもありますが、それだけではなく、これら好業績企業の多くが、「待遇」や「人づくり」の面で独自の手法を確立し、人材活性化を果たしているようです。

◆パート社員の戦力化を果たしたスーパー

関東を中心に営業展開する食品スーパーでは、1万人

例えば、従来は正社員が行っていた業務（価格設定、商品発注など）をパート社員に移管し、また、地域トップ水準の給料を確保してパート社員の士気を高めたそうです。これにより、店舗に常駐する正社員を削減することができたとのこと。

なお、上記の連続増益が見込まれる 32 社の過去 5 年の人件費をみると、毎年平均で 2.9%増加しており、全上場企業の平均で 0.8%減っているのとは対照的に、人材投資・待遇確保に意欲的であることがわかりました。

◆企業にとっての課題は？

人材への投資を企業の収益に繋げる仕組みは企業によって様々ですが、ある専門家は「仕事を通じて自らが成長できる道筋を企業が示すことが人材活性化には不可欠である」と語っています。

不景気による市場の縮小を乗り切るため、人件費削減で利益を確保するケースもありますが、収入増を伴わなければ持続的な成長を望むことはできません。

限られた経営資源をもとに人材に投資し、次の収益拡大に繋がれるかが、これからの企業にとっての課題となっているようです。

通勤手当の非課税限度額の見直し

◆特例の廃止

給与所得者で、通勤距離が片道 15 キロメートル以上の人が自動車などを使用して通勤している場合に受ける通勤手当について、距離比例額にかかわらず運賃相当額（最高限度：月額 10 万円）まで非課税扱いとする特例が、廃止されました。

◆非課税限度額

自動車などで通勤している人の 1 カ月当たりの非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて次のように定められています。

2 キロメートル未満は「全額課税」、2 キロメートル以上 10 キロメートル未満は「4,100 円」、10 キロメートル以上 15 キロメートル未満は「6,500 円」、15 キロメートル以上 25 キロメートル未満は「11,300 円」、25

キロメートル以上 35 キロメートル未満は「16,100 円」、35 キロメートル以上 45 キロメートル未満は「20,900 円」、45 キロメートル以上は「24,500 円」です。

◆見直しの内容

これまで、通勤距離が片道 15 キロメートル以上で自動車などを使用している人の距離比例額よりも、交通機関を利用した場合の 1 カ月当たりの合理的な運賃等の額に相当する金額（運賃相当額）が高額の場合には、特例により運賃相当額を非課税扱いとされてきました。

しかし、バランス等の観点から、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われた給与については、距離比例額までが非課税扱いとなり、運賃相当額と距離比例額の差額については給与所得として源泉所得税の課税対象となりました。

◆適用は平成 24 年 1 月支給の給与分から

今回の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以降に支給する給与分から適用されますので、マイカー通勤をしているにもかかわらず運賃相当額の支給を続けた場合には、年末に不足分を徴収しなくてはなくなる可能性があります。

給与計算事務を行う方は、対象者の通勤方法や手当がどのようになっているのかを再度確認し、間違いのないように気を付ける必要があります。

24 年 2 月の税務と労働の手続き

1 日

○ 贈与税の申告受付開始< 3 月 15 日まで >

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

15 日

○ 所得税の確定申告受付開始< 3 月 15 日まで >

29 日

- 固定資産税< 都市計画税 >の納付< 第 4 期分 >
- 法人税の申告< 決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について >
- 健保・厚年保険料の納付